

諮問時に提出したラブパチ条例等改正案の概要

1 規制対象となる宿泊等施設の絞り込み

①シングルカプセルホテル、②下宿営業に供する施設、③いわゆる民泊、④いわゆる特区民泊⑤その他特殊宿泊等施設（専ら性的営みを行う場所を提供する宿泊等施設）に該当しないと市長が認め、又はラブパチ条例による規制が事実上困難であると市長が認める宿泊等施設は、規制対象外とする。

2 「ラブホテル」の定義規定の改正

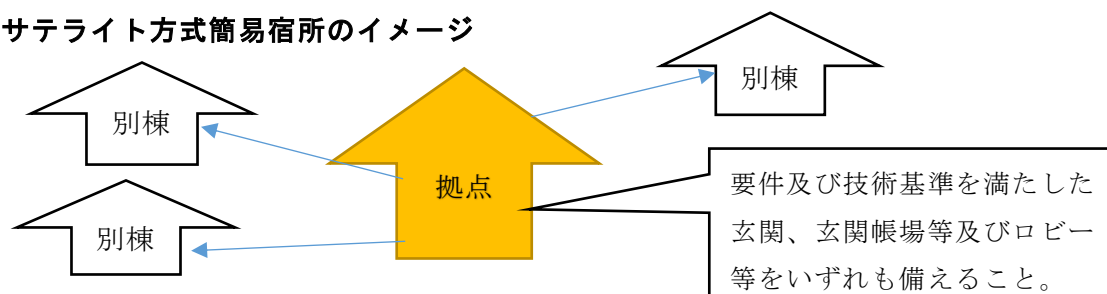
その宿泊等施設が、所定の構造等（改正後のラブパチ条例別表第1）の一部でも備えていない場合又は積極的要件(改正後のラブパチ条例別表第2)の一部でも該当する場合は、ラブパチ条例に基づく「ラブホテル」とする。

3 所定の構造等（ラブパチ条例別表第1等）の改正

項目	改正の概要
玄関	① 特定簡易宿所（シングルカプセル以外の簡易宿所をいう。以下同じ。）にあつては、玄関の幅の下限規制（2メートル以上）を無くす。 ② サテライト方式簡易宿所にあつては、要件及び技術基準を、拠点となる建築物に限り課す。
玄関帳場又はカウンター式のフロント	① 特定簡易宿所にあつては、カウンターの長さの下限規制（1.8メートル以上）を無くす。 ② サテライト方式簡易宿所にあつては、要件及び技術基準を、拠点となる建築物に限り課す。
ロビー及び応接室又は談話室	① 特定簡易宿所にあつては、専用の部屋の設置までは課さないが、これらのうちの同様の機能を有するもののスペースの確保は課す。 ② サテライト方式簡易宿所にあつては、要件及び技術基準を、拠点となる建築物に限り課す。
会議、催物、宴会等の用に供する部屋	特定簡易宿所にあつては、いずれも課さない。
食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに附属する調理室	特定簡易宿所にあつては、いずれも課さない。
客室	① 特定簡易宿所にあつては、全客室の床面積の合計に対するダブルベッドルームの床面積の合計の割合は、50パーセント以下とする。 ② サテライト方式簡易宿所にあつては、各建築物にお

	いてダブルベッドルーム以外の宿泊等の客室を少なくとも1個設置すること。
便所	特定簡易宿所にあつては、客室内に便所が無い場合又は設けることができない場合は、男女別でなくても、共用の便所で構わない。

サテライト方式簡易宿所のイメージ



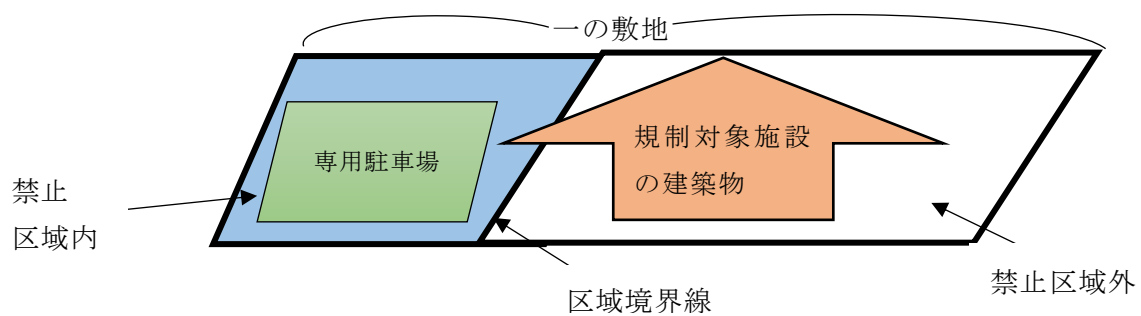
4 積極的要件（ラブパチ条例別表第2）の新設

次の要件のいずれかに該当すれば、「ラブホテル」となる。

項目、場所等	内容
外壁又は外部から見通すことができる内部	「休憩」相当の表示又はその料金の表示がある場合
建築物の出入口又はこれに近接する場所	目隠しその他外部から見えにくくする設備がある場合
駐車場の車両の出入口	のれんその他外部から見えにくくする設備がある場合
出入口から客室までの通路	従業者と面接（ICT等の画像通信機器を利用した面接を含む。）をしないまま客室に入ることができる場合
駐車場	次の風営法上の車庫のいずれかに該当する場合 ① 車庫と個室が接着している場合 ② 宿泊等施設の出入口が、車庫の車両の出入口に限定されている場合 ③ 車庫と個室との間にその通行のための専用通路（EV、階段等を含む。）が設けられている場合
その他市長が別に定める宿泊等施設	その外観（屋外広告物を含む。）が、性的感情を刺激し、青少年の健全育成に支障を来し、若しくは付近の住民の生活環境を損ない、又はこれらのおそれがあると認められる場合

5 規制対象施設の敷地が禁止区域内外にまたがる場合の対応規定の新設

規制対象施設（ラブホテル、パチンコ、ゲームセンター等）の敷地が禁止区域の内外でまたがった場合は、その敷地の全部が禁止区域内に属するものとみなす。



以上